

男女共同参画社会の実現をめざして

〜今、もう一度、男女共同参画の必要性を考える〜

Part V

前回は、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」が必要とされている社会経済の背景や課題についてお知らせしましたが、今回は、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」がめざす社会についてお知らせします。

◆仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは…

だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、個人の多様なライフスタイルや子育て期、中高年期など人生の各段階に応じた、自らが希望するバランスで多様な生き方を展開できる状態を言います。

◆ワーク・ライフ・バランスがめざす社会とは？

ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、下図のような社会のことです。現在、男女共同参画社会の実現をめざす上でいくつかの課題があげられます。これらの課題が解消されることにより、ワーク・ライフ・バランスがめざす社会に近づいていくものと考えられています。

ワーク・ライフ・バランスが実現した社会

男女共同参画社会の実現をめざす上での課題

◆健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保たれ、家族や友人たちとの充実した時間、自己啓発や地域活動に参加する時間が持てる社会

- ・ 仕事に追われ、心身ともに疲労し、自己啓発、家庭、地域に関わるのが困難。健康を害される方が増えている。
- ・ 地域活動では、人口減少に伴い、担い手不足となってくる。

◆就労による経済的自立可能な社会

安心して結婚や子育てなどに関する希望が実現できるよう、経済的に自立できる働き方が可能となり、くらしの経済的基盤が確保できる社会

- ・ 安定した仕事に就けず、経済的自立が困難であり、結婚、育児をはじめ将来設計に不安がある。

◆多様な働き方・生き方が選択できる社会

だれもが自らの意欲と能力をもって、様々な働き方や生き方に挑戦できる機会があり、子育てや介護など、個人個人の事情に応じて柔軟な働き方が選択でき、公正に処遇される社会

- ・ 企業では、人口減少に伴い、今後、労働力不足となってくる。
- ・ 男性を中心とした長時間労働などが原因で、結局、働く女性には仕事と家事等の二重の負担がある。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、個人・家庭をはじめ国・地方自治体、企業における取り組みが重要となりますが、特に企業における取り組みは重要であると考えられます。

そこで、企業がワーク・ライフ・バランスに取り組んだ場合に考えられるメリットについて紹介します。

- 多様な従業員の定着(離職率の低下)
- 優秀な人材の確保(採用)
- 従業員の満足度や仕事への意欲の向上
- 従業員の生活者としての視点や創造性、時間管理能力の向上
- コスト削減(残業代など)
- 生産性や売り上げの向上
- 従業員の能力向上
- 企業イメージや評価の向上
- 従業員の心身の健康の保持増進

ワーク・ライフ・バランスを実現することにより、社会全体の活性化や生活の質的向上につながると考えられています。少しでもワーク・ライフ・バランスがめざす社会に近づけるよう、個人・家庭をはじめ企業、国・地方自治体など社会全体をあげて取り組んでいく必要があります。

今回は、日野町男女共同参画行動計画「ひのパートナープラン21」(改定)に関してお知らせします。

※男女共同参画に関する掲載は、隔月で予定をしています。

『日野町男女共同参画行動計画 くひのパートナープラン21（改定）』を策定中

町では、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための基本計画である『日野町男女共同参画行動計画くひのパートナープラン21』を平成11年12月に策定し、これに基づき各種の取り組みを進めてきました。

この計画は10か年の計画であり本年度が目標年度となっております。平成19年12月に町長が日野町男女共同参画懇話会（第五期）に、「日野町男女共同参画行動計画くひのパートナープラン21」の今後の方向に関すること」について諮問を行いました。

これを受けて日野町男女共同参画懇話会では、矢島孝男会長ほか9名の委員さんと京都女子大学の若杉貞子氏にアドバイザーとして参画していただき、平成18年度に町が実施した『男女共同参画社会づくりに関する町民意識調査』の結果分析をはじめ、日野町男女共同参画行動計画の改定について14回にわたる会議を重ね審議していただきました。去る、平成20年12月25日には、矢島会長と端野とみ子副会長から答申書を町長へ提出していただきました。

現在、町ではこの答申書をもと

に、『日野町男女共同参画行動計画くひのパートナープラン21』の改定作業を進めているところです。



▲左から懇話会 端野副会長、矢島会長、町長

男女共同参画社会づくりに取り組んでみませんか！

町では、地域における男女共同参画社会づくりに関する自主的な活動をしていただける団体を対象に、平成18年度から補助金制度を設置しています。

女性も男性も、ともにいきいきと暮らせる地域社会づくりのために、ぜひ活動に取り組んでみてください。

日野町パートナープラン活動事業

補助金の概要

- ◇補助対象となる団体
 - ・男女共同参画に関する活動を主な目的としていること
 - ・町内に活動の拠点をもち、主に町内で活動していること
 - ・5人以上の団体で、主に町内に在住・在

勤の18歳以上の方で構成していること

◇補助対象となる事業

- ・学習、普及および広報などの教育啓発活動
- ・意識や行動の実態、ニーズなどを把握分析する調査研究活動
- ・その他、男女共同参画社会の実現に役立てられる事業

◇補助金の額（限度額）

- ・1団体につき1年目5万円（2、3年目は、それぞれ2万5千円）

◆問い合わせ先

企画振興課 企画人権担当
☎ 0552 有線 089063

第1回臨時議会

平成21年第1回臨時議会が、2月9日に開会され、提出のあった2議案については、原案どおり可決されました。

工事請負契約の変更

◆日野町公共下水道事業汚水管渠築造工事日野第二工業団地08-11工区
株式会社竹中土木日野営業所と工事請負契約を締結し、工事を施工してい

補正予算

◆平成20年度日野町一般会計補正予算（第3号）
3億9千919万1千円を追加し、予算総額を83億8千902万5千円と

る工事の内容に変更が生じたため、契約金額の変更を行うものです。

- ・変更前の額 8千683万5千円
- ・変更後の額 9千831万9千9百円

なりました。

今回の補正予算は、定額給付金の給付および子育て応援特別手当の支給額と支給に要する事務経費を計上したものです。

- ・定額給付金事業 3億8千339万5千円
- ・子育て応援特別手当事業 1千579万6千円

◆問い合わせ先 議会事務局
☎ 06551 有線 07750